

# 上場投資信託の振替制度移行に係る業務規程等の一部改正について

平成 19 年 12 月 13 日  
株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

上場投資信託については、平成 20 年 1 月 5 日までの政令で定められる日から「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」という。)が適用され、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)においては、同年 1 月 4 日から上場投資信託振替制度を開始する予定です。

これに伴い、当取引所では、上場投資信託について所要の制度改正を行うため、業務規程等の一部改正を行います。

## 2. 改正概要

### (1) 受益者登録請求が行われる場合の決済日の取扱い

保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合において、受益者確定の基準日が、当取引所における普通取引が行われた日(以下「当該日」という。)から起算して 4 日目(休業日を除外する。以下、日数計算について同じ。)にあたる場合には、当該日から起算して 5 日目の日に決済を行うこととします。

### (2) 顧客の決済方法等

・取引参加者と顧客との間の決済は、社振法に基づく口座の振替により行うこととします。

### (3) 上場廃止基準等の整備

・指定振替機関の振替業における取扱いの対象であることを上場の要件とし、当該対象とならなくなった場合には上場廃止とします。

### (4) その他

その他、所要の改正を行います。

(備 考)

・業務規程第 9 条第 3 項第 6 号  
・受託契約準則第 10 条第 2 項第 6 号

・受託契約準則第 26 条第 3 項

・日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例第 10 条第 2 項第 4 号

## 3. 施行日

・ 2 . (1) については、平成 19 年 12 月 20 日から施行します。

・ 2 . (2) ~ (4) については、平成 20 年 1 月 4 日から施行します。( )

( 施行日において、現に当取引所に上場されている受益証券の売買については、平成 20 年 1 月 4 日を決済日とするものから、改正後の規定を適用します。 )

以 上